

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日、
がと日、
の翌日)

◇規 則 鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

目 次

規 則

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十九年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十七号

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和三十七年十月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の許可申請書は、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする場所を管轄する土木出張所の長を経由して提出しなけ

ればならない。

第三条に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定は、前項の変更許可申請書の提出について準用する。

第七条を次のように改める。

(屋外広告業の届出)

第七条 条例第十条の三第一項の規定による届出をしようとする者は、様

式第四号による届出書を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、条例第十条の五第一項の規定により営業所に置

く講習会修了者等が同項第一号又は第二号に該当する者であるときは、その旨を証明する書類を添付しなければならない。

3 条例第十条の三第一項第五号に規定する規則で定める事項は、主として取り扱う広告物の種類及び営業の開始の年月日とする。

4 知事は、第一項の届出書を受理したときは、その者に様式第五号による届出済証（以下「届出済証」という。）を交付しなければならない。

第七条の次に次の八条を加える。

第八条 条例第十条の三第二項の規定による届出をしようとする者は、様

式第六号による届出書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該届出が届出済証の記載事項の変更に係るものであるときは、届出済証を添付しなければならない。

2 前条第二項の規定は、講習会修了者等の変更に係る前項の届出書の提出について準用する。

(届出済証の揭示)

第九条 屋外広告業を営む者は、その営業所の見やすい場所に届出済証又

はその写しを掲示しておかなければならない。

出について準用する。

(届出済証の揭示)

第九条 屋外広告業を営む者は、その営業所の見やすい場所に届出済証又はその写しを掲示しておかなければならない。

(届出済証の再交付)

第十条 屋外広告業を営む者は、届出済証をき損し、又は紛失したときは、速やかに様式第七号による再交付申請書を知事に提出し、その再交付を受けなければならない。

(講習会の開催)

第十一条 条例第十条の四第一項に規定する講習会(以下「講習会」といふ。)は、毎年一回以上開催する。

2 知事は、講習会の開催の期日及び場所その他講習会の開催に関し必要な事項をあらかじめ公告しなければならない。

(講習の課程)

第十二条 講習会における講習の課程は、次に掲げるとおりとする。

一 広告物に関する法令

二 広告物の表示の方法に関する事項

三 広告物の施工に関する事項

2 次の各号の一に該当する者については、その申請により、前項第三号に掲げる講習の課程を免除する。

一 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第一項に規定する建築士の資格を有する者

二 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)第三条に規定する電気工事士の資格を有する者

三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第五十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者

四 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第八条第一項に規定する職業訓練で帆布製品製造科に係るものを修了した者又は同法第二十条第一項に規定する職業訓練指導員の免許で帆布製品製造科に係るものを受けた者

る職業訓練で帆布製品製造科に係るものを修了した者又は同法第二十条第一項に規定する職業訓練指導員の免許で帆布製品製造科に係るものを受けた者

3 前項の規定による講習の課程の免除を受けようとする者は、次条の受講申込書に前項各号の一に該当することを証明する書類を添付しなければならない。

(受講の申込み)

第十三条 講習会において講習を受けようとする者は、様式第八号による受講申込書を知事に提出しなければならない。

(講習会修了証書の交付)

第十四条 知事は、講習会において講習を受けた者がその課程を修了したときは、その者に様式第九号による修了証書を交付しなければならない。

(講習会修了者と同等以上の知識を有する者の認定)

第十五条 条例第十条の五第一項第三号の規定により同号に規定する知識を有する者と認める者は、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置の責任者として五年以上の経験を有し、かつ、過去五年間にわたり広告物に関する法令に違反することがなかつた者とする。

2 条例第十条の五第一項第三号の規定による認定を受けようとする者は、様式第十号による認定申請書に、前項に規定する経験を有することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の認定申請書を提出した者が第一項に規定する要件に該当すると認めるときは、その者に様式第十一号による認定書を交付しなければならない。

様式第三号の次に次の八様式を加える。

様式第4号

屋外広告業届出書

年 月 日

職 氏 名 殿

住 所

郵便番号 □□□-□□□

届出者 氏名 (法人にあつては、
名称及び代表者の氏名)

㊦

次のとおり屋外広告業を営むので、鳥取県屋外広告物条例第10条の3
第1項の規定により届け出ます。

氏名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	住 所			
	名	称	所 在 地	
営 業 所	氏 名			
	氏 名	所属営業所の 名称	修了証書等の種類、 番号及び発行年月日	
講習会修了者等				
主として取り扱う 広告物の種類	1 広告板			
	2 プラスチックサイン、5 展示装飾 3 ネオンサイン、6 その他 ()			
営業の開始の年月日				

備考 「主として取り扱う広告物の種類」欄は、その該当する番号に
○印をすること。

様式第5号

屋外広告業届出済証

第 号

次の者は、鳥取県屋外広告物条例第10条の3第1項の規定による届出
をした者であることを証する。

年 月 日

職 氏 名 回

氏名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	住 所			
	名	称	所 在 地	
営 業 所	氏 名			
	氏 名	所属営業所の 名称	修了証書等の種類、 番号及び発行年月日	

様式第6号

屋外広告業届出事項変更(廃止)届出書

職氏名 殿 年 月 日
住所 郵便番号 □□□□-□□

届出者 氏名(法人にあつては、
名称及び代表者の氏名) ㊟

次のとおり屋外広告業の届出事項に変更があつた(屋外広告業を廃止した)ので、鳥取県屋外広告物条例第10条の3第2項の規定により届け出ます。

届出済証	番号	発行年月日
	変更前	変更後
変更事項		
変更(廃止)年月日	年 月 日	
変更(廃止)理由		

様式第7号

屋外広告業届出済証再交付申請書

職氏名 殿 年 月 日
住所 郵便番号 □□□□-□□

届出者 氏名(法人にあつては、
名称及び代表者の氏名) ㊟

次のとおり屋外広告業届出済証の再交付を受けたいので、鳥取県屋外広告物条例施行規則第10条の規定により申請します。

届出済証	番号	発行年月日
	氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
住所		
申請の理由		

様式第8号

屋外広告物講習会受講申込書
 年 月 日
 職 氏 名 殿
 住 所
 申込者 氏 名 郵便番号 □□□□□□

屋外広告物講習会を受講したいので、申し込みます。

氏 (ふりがな) 名	生年月日	年 月 日生
	現住所	
勤務先	所在地	
受講希望会場		
講習会の課程の一部の免除の資格	1 建築士の資格を有すること。	証紙ちよう付欄 (消印は、しないでください。)
	2 電気工事士の資格を有すること。	
	3 第1種、第2種又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けていること。	
	4 帆布製品製造科に係る職業訓練を修了していること。	
	5 帆布製品製造科に係る職業訓練指導員免許を受けてること。	

備考 「講習会の課程の一部の免除の資格」欄には、講習会の課程の一部の免除を申請しようとする者のみ記入すること。

様式第9号

番 号

屋外広告物講習会修了証書

氏 名
 年 月 日生

上記の者は、 年屋外広告物講習会の課程を修了したことを証する。

年 月 日

職 氏 名 印

様式第10号

屋外広告物講習会修了者等資格認定申請書

年 月 日

職 氏 名 殿

住 所

申請者

氏 名

郵便番号 □□□□□□

⑩

鳥取県屋外広告物条例第10条の4第1項の講習会の課程を修了した者と同等以上の知識を有する者として認定を受けたいので、申請します。

氏 (ふりがな) 名	現 住 所	生年月日	年	月	日生
	勤務先 名 称	所在地			
職 歴	営業所の名称	所在地	地位職名	在職期間 (年月~年月)	
過去5年間にわたり屋外広告物に関する法令に違反した事実の有無					有 無

備考 「職歴」欄には、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置の責任者としての職歴のみを記入すること。

様式第11号

審

号

認 定 書

氏 名

年 月 日生

上記の者は、鳥取県屋外広告物条例第10条の4第1項の講習会の課程を修了した者と同等以上の知識を有する者として認定する。

年 月 日

職 氏 名 印

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七条の改正規定並びに同条の次に八条を加える改正規定中第八条から第十条まで及び第十五条に係る部分並びに様式第三号の次に八様式を加える改正規定中様式第四号から様式第七号まで、様式第十号及び様式第十一号に係る部分は、昭和四十九年七月一日から施行する。

(鳥取県収入証紙規則の一部改正)

2 鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の(48)中「第七条」を「第七条第一項及び第十条の四第二項」に改める。